

令和7年第12回教育委員会定例会

開会年月日 令和7年6月26日（木）
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三 浦 康 彰
同 委 員 森 山 瑞 江
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 小 林 三 保

議 題

- 1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 2 議案
 - (1) 議案第26号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について
- 3 陳情
 - (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕
- 4 協議
 - (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- 5 報告
 - (1) 教育長報告
 - ① 令和7年第二回練馬区議会定例会提出議案について
 - ② 区立学校適正配置第二次実施計画（素案）に係る説明会および保護者に対する個別面談の実施状況について
 - ③ 令和7年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について
 - ④ 区立学童クラブにおける長期休業中の昼食提供について
 - ⑤ 練馬こどもカフェの新規店舗について
 - ⑥ 令和7年度練馬子ども議会の開催について
 - ⑦ その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時34分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

佐 川 広

教育振興部教育総務課長

杉 山 賢 司

同 教育施策課長

竹 岡 博 幸

同 学務課長

竹 内 康 雄

同 学校施設課長

柴 宮 深

同 保健給食課長

渡 辺 雅 昭

同 教育指導課長

佐 藤 永 樹

同 副参事

佐 藤 勝 也

同 学校教育支援センター所長

村 瀬 美 紀

同 光が丘図書館長

小 原 敦 子

こども家庭部長

関 口 和 幸

こども家庭部子育て支援課長

脇 太 郎

同 こども施策企画課長

河 野 一 真

同 保育課長

岡 村 大 輔

同 保育計画調整課長

山 口 裕 介

同 青少年課長

横 山 亜規子

同 在宅育児支援担当課長

小 島 芳 一

教育長

ただいまから令和7年第12回教育委員会定例会を開催する。
本日は、仲山委員から欠席の届けが出ている。

こども家庭部長

本日、子ども家庭支援センター所長は欠席である。

教育長

案件表に沿って進める。本日の案件は議題1件、議案1件、陳情1件、協議1件、
教育長報告6件である。

1 議題

練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長

初めに、議題、練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名についてである。
この案件は、森山委員の教育長職務代理者としての任期が本年6月30日までと
なっているため、7月1日以降の教育長職務代理者について指名を行うものである。
この案件について事務局から説明をお願いする。

教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項および練馬区教育委員
会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定では、教育長に事故があるときまた
は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うとい
うことが定められている。

したがって、教育長の職務を代理する方については、教育長に事故があるとき、ま
たは教育長が欠けたときのみその職務を代理することになり、それ以外で、教育長の
職務を代理することはない。通常は、ほかの教育委員と同様の職務を行っていただく
ということになる。

代理する権限の範囲については、基本的には教育長の権限全般となるが、これは極
めて広範にわたるところがあり、難しい面もある。

そこで、練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第3条の規定では、教育
長の権限のうち、教育委員会の会議を主催し教育委員会を代表すること以外は、教育
振興部長等に委任できると定められている。

なお、森山委員の教育長職務代理者としての任期は本年6月30日までとなってい
る。そのため、7月1日以降の教育長職務代理者の選出が必要となる。

教育長

ただいま説明があったように、教育長の職務を代理する者については、教育長であ
る私が教育委員の皆様の中から指名をさせていただきます。

また、教育長の職務を代理する者はその際、教育委員会事務局の職員に一部の権限を委任することができる旨が定められているが、それでもその権限はかなり重くなっている。

そこで任期については、法律等の規定、定めがないため、私としては今回も１年間ということで、本年７月１日から来年の６月３０日までの１年間でお願いしたいと考えている。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第２項及び練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第２条の規定に基づき、教育長の職務を代理する者を指名させていただきたいと思う。

小林委員を指名させていただく。

それでは、ここで次の教育長職務代理者に指名をされた小林委員からご挨拶をお願いします。

小林委員

ご指名いただいた小林である。１年間よろしくお願いします。

教育長

続いて、委員の議席についてお諮りする。

練馬区教育委員会会議規則第５条の規定では、委員の議席は合議により定めることとされている。７月１日以降は、現在の教育長職務代理者である森山委員の座席に次の教育長職務代理者となる小林委員にお座りいただき、森山委員は現在小林委員にお座りいただいている座席に、仲山委員と岡田委員は現在お座りいただいている座席に引き続きお座りいただきたいと考えているが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

２ 議案

(１) 議案第２６号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

教育長

次に議案である。

議案第２６号、練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について。

では、この議案について説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

岡田委員

最後のところの名簿についてお尋ねする。保護者が5人選出されているということだが、保護者の方は例えば幼稚園、小学校、中学校それぞれ満遍なく入っているのか。

こども施策企画課長

今回の公募の委員だが、まず公募する際に、応募いただく要件として、幼稚園に通っている児童や保育施設に通っている3歳以上の児童、また3歳未満の児童、それから在宅で子育てをしている未就学児童、それから学童クラブに通っている児童、それぞれの保護者の方から募集を行っている。

その中から今回5名の方を選出させていただいたのだが、各区分に該当する方についてそれぞれお1人ずつ選出をしている。今回応募があった中に幼稚園に通っている児童の保護者の方はいなかったのだが、今回別の区分で選出された方の中で、ご兄弟のお子さんの中では以前幼稚園に通われていた方もいて、そういう部分では幼稚園の視点というの也被入れられていると思っている。

いずれにしても、今回の要件に該当する各区分の中からそれぞれ選んでいるメンバーになっている。

森山委員

私は、この会議に委員として出ていたことがある。それは、(3)の子ども・子育て支援に関する事業に従事する者というところに、練馬区障害者団体連合会として入っていたわけだが、この団体は事業を何か展開しているというわけではない。ただ、私が理事をしている社会福祉法人が学童クラブ等を運営していたので、その役割かと思って発言させていただいたところもある。

これは重症心身障害者を守る会の方なので、どちらかというと保護者になるのかという気はするが、ここの立場を少しご説明していただければと思う。

こども施策企画課長

まず、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方というところについては、各団体に推薦依頼を行っている。子ども・子育て会議で議論する内容として、児童養護や障害者の配慮というところは不可欠な視点かと思っており、区としては、関係する団体に推薦依頼を行い、各団体から趣旨に沿ったご意見が議論できる方ということでご推薦を頂けるものと受け止めている。

そこで今回、練馬の障害者団体連合会に改めて推薦を依頼して、前期と同じ方を引き続き推薦いただいた状況になっている。

小林委員

私は、教育委員になるまで子ども・子育て会議委員という方々がいらっしゃることにすら存じ上げなかったのだが、一般公募の保護者の方々、公募で応募してくださる方、そもそもこの委員という制度を知らない方が多いかと思うのだが、今回あるいは過去に何名程度応募は頂いているのか。

こども施策企画課長

今回の公募で応募があった方の人数は14名になり、2年を1期として行っているのだが、今回の7・8年度では第7期という形になる。第7期が14名、前回の第6期のときは29名の応募があり、その前第5期は27名であった。

ただ、4期は19名、第3期10名という形で、毎回応募者の人数は結構ばらつきがあると思っていて、前に比べれば今回は少なかったという印象だったが、14名の中から5名選出させていただいた。

教育長

ここでまとめたいと思う。議案第26号については決定でよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第26号については決定とする。

3 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続といたしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

4 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に協議案件。

協議（１）旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について。この協議案件について、本日資料が提出されている。

それでは、協議の（１）について説明をお願いする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまのご説明について委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

岡田委員

今ご説明いただいた資料２－５の３ページのところなのだが、イメージが湧かないので教えていただきたい。３ページの上の学校行事のところ、No. １０で入学式と卒業式は小中合同で行うということなのだが、合同で行うというのがどういうことかイメージしにくいので、少し具体的に教えていただきたい。

例えば入学式であると、小学校１年生と、ここに書いてあるように中学校１年生に当たる７年生と一緒に入学式を行うと、校長先生としては小学校１年生にも７年生にも分かるようにお話をすると思う。私の経験でいうとなかなか難しいということでもあり、メリットとデメリットがあって、メリットのほうを取ったということになると思うが、合同というのは１年生と７年生が体育館の同じ会場で同じ時刻に行うというイメージでよろしいか。

教育振興部副参事

例えば小学生の入学式については、中学校１年生に当たる７年生と一緒に式に参加し、入場時に共に会場に入る。同じ入学式に４年生、それから９年生も会場に参列して、共に式を祝うという合同の形を取っている。

教育長

恐らく岡田委員のご質問は、例えば入学式と一緒にやると、まず１年生は入学という話になるが、７年生は入学という扱いにはならず、ただ新１年生をお世話するとか、そのような役割ということでよろしいのかどうかということであろう。

教育施策課長

小中一貫教育校について、学校教育法上は小学校、中学校は別の学校という扱いになる。したがって、入学式においては１年生、７年生それぞれが主役として参加いた

だくことを考えている。

岡田委員

分かった。私は反対だということではないが、少し具体的に教えていただきたい。既に大泉桜学園の小中一貫校があると思うが、入学式や卒業式を合同でやっているのか。

教育施策課長

大泉桜学園でも同じように合同で実施している。

岡田委員

そうすると、7年生と1年生が一緒に体育館で入学のお祝いをする。ただ7年生は引き続き在校するという事で、節目としてのお話をするということになろうかと思うが、特段何か問題があったということがないのか。また、もう実際に行っているわけなので、具体的なメリットを教えていただきたい。

教育振興部副参事

小中一貫校の特色でもある合同で式を行うことについては、いずれ成長して7年生になる姿、また9年間一貫して学校を挙げて式を祝うという姿が捉えられるというところをメリットに感じている。

教育長

岡田委員の疑問として、1年生と7年生が同じ式にいて、同じ内容のことを消化するとすると、6年違うわけだから、その辺りのお話の内容などでご苦労があるのではないかということだと思うのだが、その辺はどうか。

教育振興部副参事

実際に校長式辞などが式の中ではあると思うが、そちらにおいては、小学生対象の内容、また中学生対象の内容を分けることによって、会場に参列している児童生徒に分かりやすいような工夫をしている。

岡田委員

小学校1年生が式に参列しているときに、じっと我慢して座ってられる時間というのは短くて、7年生になるともう発達段階で、ある程度長い時間、式典の中でいられるわけで、校長先生や来賓の方たちのお話というのは、小学校1年生の子供たちに相応に配慮したお話になってくるのかと思う。私の気持ちとしては、7年生にも1つの節目として、きちんとお話ししていただく機会があればいいかという思いで少し意見をさせていただいた。その辺もうまく工夫していただければありがたい。

教育振興部副参事

発達段階により式に参列できる時間などについては、いろいろと懸念が出てくる
ところであるが、当該校の式全体の長さについては、ほかの学校と大きく変わらない
状況である。

教育長

時間の長さだけではなく、1年生と7年生がうまく同じ場所で式をすることのメ
リットと、1年生にもきちんと参加できるような内容。その辺りをしっかり工夫して
ほしいということである。

教育振興部長

今回、新たにみらい青空学園として小中一貫の学校を始めるということに合わせ
て、既に始まっている大泉桜学園で今どういった課題があるのか、ちょうどいいタイ
ミングだったので、一緒に両校長にこんな課題があるとか、このように改善したほう
がいいといった話し合いを実施した。その上で、今度新たな学校ではこのようにやっ
てみようということを考える機会になった。どのタイミングで、どの学年を目立たせ
るかなども問題意識を持った上でやろうと思っているので、その点についてはきち
んと一緒にやっていただこうと考えている。

小林委員

資料2-4の10ページ目の44番、保護者の方から通学路に関して、ガードレー
ルの設置や車のスピードを減速させるような工夫はあるかという問いに、5メート
ルに幅が広くなり、ガードレールの設置は困難であるという回答だった。恐らく保護
者の方が欲しかった言葉は、時間で交通規制を行うとか通学路指定道路なので、この
時間に車は入れないという答えが欲しかったかと思うが、どのような措置を取られ
るのか。5メートルに広くなると、やはり保護者は少し不安かと思う。

教育総務課長

道路が広がると、車の通行量が多くなる危険もある。ただ一方で、ガードレー
ルという物の設置ということになると、警察等との協議が必要になってくるというこ
とで、すぐにつけるという対応がなかなか難しい状況がある。

私どもとしては、3年に1回ぐらい全校に対して通学路の安全点検をやっている。
学校の先生方、PTAの方、警察の方、道路管理者等々を含めて、ここのところが危
ないというご意見を頂いた上で、それぞれが協議をして、例えば道路にスピードを落
とせなどの表示を書いたり、あるいは看板を立てるといった対応をしている。今回、
統合に伴い道が広くなるということで、学校からも危ないというお話も頂いている
部分があるので、通学の際に道路を渡るとき、安全を確認する人員をそれぞれ配置し
ているところがある。その配置の場所を変えるなどが必要であれば、人員を増やすよ
うな対応を、今後も検討してまいりたいと考えている。

森山委員

小中一貫校ということで連続した学びの場を育てるということに取り組んでいくという教育の一環だとしているが、7年生になるという感じが中学生になるという節目、先ほどの入学式の件もあるが、何か節目ということもとても大切ではないかと思う。

ぜひ連続した6年生から7年生になる際に、中学生になったのだといった意識というか、節目をしっかりとつくっていただけるとさらにいいかと思う。

教育施策課長

小中一貫教育のメリットとして、特に一体型であるので、同じ建物内で連携強化ができ、小中の円滑な接続ができるなどのメリットが挙げられる。

一方で今、ご指摘も頂いたが、なかなか区切りがつけづらいといった課題もある。これに関しては、大泉桜学園でも今実施しているが、その節目も含めてリーダーシップを発揮できるような場の創設や、学年段階の区切りを設けて意識的にやることによりリーダー性が育つ取組をしている。

大泉桜学園、今度新しく設置するみらい青空学園を含めて、前例等、またほかの事例も踏まえて小中一貫教育校としてのメリットを最大化できるように、今後取り組んでまいりたい。

教育長

ほかはいかがでしょうか。よろしいか。

では、本日の審議はここまでとして、次回以降も審議を継続としたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

5 報告

(1) 教育長報告

① 令和7年第二回練馬区議会定例会提出議案について

教育長

次に、教育長報告である。本日は6件報告する。

報告①について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

既にご報告させていただいた案件について、議会に提出して、原案どおり全て可決されたというご説明である。何かあるだろうか。よろしいか。

報告事項の①については終了させていただく。

② 区立学校適正配置第二次実施計画（素案）に係る説明会および保護者に対する個別面談の実施状況について

教育長

続いて報告事項の②について説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

この件について各委員の方のご意見、ご質問があればお願いします。

岡田委員

今の資料4の裏面のところだが、2番の保護者に対する個別面談というお話があった。それで、表面では第一回、第二回と説明会をされて、今度個別面談をされたということで、とても丁寧に対応していただいていると思った。全体会でなかなか出しにくい質問が個別面談で、それこそ一人お一人の具体的な状況が異なるということとを踏まえて、個別面談の機会にそういう問題が出されるだろうとも想像したが、差し支えない範囲で結構なので、全体会と個別面談でこんな観点が違う質問が出たというものがあれば聞かせていただきたいと思う。

教育施策課長

まず、保護者に対する個別面談を今回実施した理由であるが、委員が今おっしゃられたとおりであり、説明会ではなかなか具体的な話を聞くことができないといったお声があったので、今回個別の対応ということで個別面談を開催した。

個別面談全部で25世帯の方がいらっしゃったが、それぞれの方が立場を表明されたわけではないので、そういった前提の下にはあるが、その中でも例えば反対とおっしゃった方に関しては、進め方が拙速であるというご意見や、基本方針でお示した適正規模の基準には根拠がないといったご意見、また小規模校にもメリットがあるといったご意見、小中一貫教育校とすべきだというご意見、中学校が統合されると地域が衰退するといったご意見等を頂いた。これらに関しては、説明会でもご発言があった内容に近いようなことをおっしゃられる方が多かったかと考えている。

一方、賛成とあえておっしゃられた方もいらっしゃった。こういった方々に関しては、小規模校では人間関係が難しいので賛成だといったご意見、また、説明会の場で

は賛成意見を言える雰囲気ではなかったということ、自分の周りは賛成の人が多い
ということを変えたくて今日は来たという方もいらっしゃった。

そのほかの方は基本的にご質問ということが多かった状況であるが、本当に具
体的なお話であって、先ほど自転車通学できるようにしていくということをご説明申
し上げたが、その際に雨が降ったら学校に自転車を置いて帰ってもいいかどうか、ま
た携帯電話を持たせてもいいかといったご質問を頂いた。これらは、今後学校との調
整での検討になろうかと考えている。

また計画が延期になることが不安であるため早く決断してほしい、決定されたこ
とに対してこれからどうするかを考えることに時間を使いたいといったことをおっ
しゃる方々もいらっしゃった。

岡田委員

今のご説明を伺ってとてもありがたいと思ったのだが、反対意見もあり、賛成意見
もあると。そういう意見も聞きながら、子供のことに関する個別具体的なことに対応
していただいているということがよく分かった。

このようないろいろな意見を聞くという機会もとても大事かと思うので、これか
らオープンハウスの実施なども計画されているということなのだが、ぜひそうい
う意見も踏まえながら進めていただければありがたいと思った。

教育施策課長

私どもは、計画素案の内容についてご理解を頂けるように努めているところであ
る。その中で、やはり実際に統合再編に向けた様々なご不安な点といったものについ
ては、極力解消していきたいと考えている。

そういったことを踏まえると、個別にこのようなご意見をお伺いするというこ
と、またそれで我々が気づいて対応を取っていくということは非常に大事だと考えてい
る。

明日、明後日オープンハウスを開催して、また個別に地域の方、保護者の方のご意
見を伺いたいと思っているが、ご意見を踏まえて今後も鋭意検討してまいりたいと
考えている。

③ 令和7年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について

教育長

報告事項の③について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

傾向としては、幼稚園は区立、私立とも園児数が減っているという状況である。小学校については、子供は減っているのだが、35人学級の関係で学級数は増えている。中学校はほとんど変わらない。特別支援、固定級、それから通級等々については横ばいか、固定級については少し増えているという状況である。

岡田委員

基本的なことをお伺いしたいのだが、3ページに小学校の特別支援学級（固定級）と記載がある。ここは学級で、2段目の表も小学校・特別支援学級（通級）で、3段目が特別支援教室（情緒障害等）と学級と教室が使われている。次の4ページも同じなのだが、学級と教室の使い分けの基準というのは、どのようになっているのかを教えてください。

学務課長

上段にある特別支援学級と中段の特別支援学級（通級）は、学級編制を行っているので学級という名称を行っている。1番は固定学級になるので、毎日児童が通ってくる学級、それで教員の配置、固定学級になると8名で1名の教員がつく形の学級になる。

通級については、おおむね週に1回程度、設置している学校にお子さんが通ってくる形での学級になり、こちらの学校についても、20名で1名の教員という形での学級編制を行っている。

ただ、一番下にある特別支援教室については、情緒障害等の障害のあるお子さんを対象としたものであり、今現在全ての小学校、中学校に全て設置しており、こちらに巡回する教員が週に1回程度回ってきて、個別に指導するという形になる。

巡回する教員がいる学校については、いわゆる拠点校になるので、その教員が回ってくる形になる。であるので、学級編制上の学級と全ての学校にある教室としてのお部屋に教員が巡回してくるという切り分けで記載はそれぞれで異なっているものになる。

教育長

9ページなどをご覧いただくと、小学校は特別支援学級と書いてあって、この学校にはそれぞれ特別支援学級というのが設置をされているということである。一方で今説明があったように、教室というのは全ての学校に設置をされていて、情緒障害等に対応している形で文言を使い分けている。

森山委員

3ページの小学校特別支援学級の人数なのだが、例えば6年度の1年生58人が次の年は2年生になるわけだから、71人に増えている。このようにして、6年度の2年生は、7年度は3年生になっていったら107人になったと。学年が上がるにつれて増えていっているわけだが、これはやはり学級を選ぶ人が増えているということなのだと思うのだが、そうだろうか。

それからもう1つ、年度途中で例えば特別支援学校に転校した人はどのくらいいらっしゃるのだろうか、お尋ねする。

学務課長

学年が進むにつれて人数が増えるということが当然出てくる。これについては、例えば固定学級については知的障害なので、学年が上がってそのまま在籍するというのは当然あるのだが、例えば1年生のときには通常級におり、通常学級での授業を受けていて、通常学級の授業に知的障害等の理由によりついていけなくなってしまって、年度途中もしくは学校が変わるときに改めてお子さんに適した環境ということで、就学相談を受けられる方、特別支援学級を希望される方というのが一定程度出ている。

また、当然転出入という形で人数の増減ということが出てくるので、それについては反映するような形になる。

結果的に学年が進むにつれて、通常学級で対応するのが難しくなり、特別支援学級を選ぶ方がいるのが現状である。

それと、実際に特別支援学校を選ぶ方については、5年度になってしまうのだが、それについては都立の特別支援学校をご希望された方というのが、知的障害の小学校、中学校の部でいうと57名、肢体不自由でいうと小学校、中学校合わせて14名、それ以外に盲・聾学校を希望される方もおり、その方については小中合わせて6名となっている。

6年度の就学相談の結果については今手持ちがないので、5年度の結果ということでご紹介させていただいた。

教育長

途中で特別支援学校に転校された数はわかるのか。

学務課長

5年度の例でまた申し上げてしまって申し訳ないのだが、年度途中で転学ということで特別支援学校を選ばれる方については、知的障害については小中合わせて9名、肢体不自由については小中合わせて3名という結果が出ている。

岡田委員

14ページである。選択制度による入学状況のところなのだが、さきほどご説明のあったこの表の一番右側が通学区域内の学齢簿登載者の人数で、Cが入学者ということになっているが、例えば光が丘第一中は学齢簿登載者が37で、入学者が78と、登載者に対して実際の入学者がこれだけ多いということなのだが、逆に下のほうにある23番の南が丘中を見ると、名簿登載が153で入ってくるのは74となっている。私立に入るなど、いろいろな条件があるかと思うのだが、学校の経営をする校長先生としては、できるだけ魅力ある学校づくりをやって、入学者を少しでも増やそうというお考えをお持ちになるかと思う。大泉桜学園も登載者が91で入学者が

48と大体半分ぐらいということなので、この辺の割合が高い、153に対して74という、どこかに行く割合が高いということに対しては、何か理由をお考えになっているのかどうか。学校を含めてそこら辺を少しお尋ねしたい。

学務課長

実際に学校選択制度により、実際の学齢簿の搭載の人数と入学者数、学区内での希望された方と、学区外からの希望された方という形で表をまとめているが、やはり各校ごとに様々に異なってくると思っている。

全般的に言うと、国都私立に進まれる方、特に中学校は先ほども今回の資料のほうでもお示しはしたが、おおむね大体20%程度で推移している。

全区的に見ると20%なのだが、やはり区境や都心に近いような場所については、さらに平均の20%よりも高い数値が出てきているという傾向がある。

また、選択される理由によっても、やはり学校ごとの差があり、これまで学校選択制度も20年行っているが、部活動や友人関係、また通学距離といった理由で選ばれるというのが非常に多いところである。

学校ごとにも異なるのだが、例えば先ほどお話のあった光が丘第一中学校については、例年こちらの教育委員会でもご意見やご質問も頂いているところではある。光が丘、豊溪小学校が光が丘第一中学校の学区域に入っているのだが、光が丘第一中学校に行かれる方と、豊溪中学校に行かれる方というのは、小学校からそれぞれの学校に行くような形になるのだが、やはり友人関係等もあり、光が丘第一中学校を選ばれる方が例年多いような状態である。

それ以外にも、比較的光が丘第一中学校については、近隣の学校からのエリアが近いというか、光が丘第一中学校の区域自体も非常に狭いところがあるので、近接している学区域からの入学者のほうが多いのかと思っている。

またそれ以外にも、各学校でそれぞれ特色のある学校経営を各学校でも行っているため、やはり部活動が強かったり、部活のありなしといったところで選ばれて、実際の学齢簿の人数の方々以上が入ってくる学校というのも、それ以外にも出てくると思っている。教育委員会としてはそのような傾向があるという形で把握はしている。

④ 区立学童クラブにおける長期休業中の昼食提供について

教育長

報告の④について説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

本件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

岡田委員

この事業はとても素晴らしいと思ってお話を伺っていたが、私が関わっている子供が家庭から来るときに、お昼も食わずに私たちの目の前に現れるという子供たちも結構いたりして、夏休みがどのようになるのかと少し心配していたのだが、学童クラブで給食が食べられて、お金はこれだけかかるのだが、保証できるサービスというのはとても大切だと思った。ぜひこのようなものを充実していただきたいと思う。本当にありがたいと思うので、よろしくお願いします。

他区でもこういうことは、やっていらっしゃるのか。

子育て支援課長

昨年度から具体的に取組を始めている区が出てきて、他区の状況なども確認の上、練馬区で準備して、今年度取組を開始したものになる。

各区で取組が始まっている1つの背景として、東京都が新たに学童クラブについて、これまでの東京都のいわゆる補助の対象になる基準を引き上げて、令和10年度までに東京都の認証学童クラブという制度が始まる。その認証を受けるためには、地域の実情に合わせた形で、長期休業中の昼食提供の仕組みを取り入れてくださいということが東京都から示されているというところもあり、これからまたさらに広がっていくと考えている。

⑤ 練馬こどもカフェの新規店舗について

教育長

報告事項の⑤について説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

この件について各委員の方のご意見、ご質問があればお願いします。

森山委員

高齢系の何々カフェというものもあると思うのだが、そこは自動販売機が並んでいる空間という感じでおしゃべりしたりするのだと思う。店舗で子育て講座を実施するというのは、参加者はここのお店で何か食べなければいけないという縛りがあるのか。

こども施策企画課長

事業の形として、今実施しているところだとスターバックスなど、大手のチェーン店もあるが、今回のような地域のお店などを回ったりして、その中で1つドリンクを

頼んでいただいて講座を受けていただくということにはしているが、強制は難しいところがあり、基本的にはそのようなご案内をしている。

参加されるお父さんやお母さん方は、お子さんが結構小さくて、0歳という方が多いのだが、子供が生まれてなかなか近くのお店でドリンクを飲むということもとても少なくなったということがあり、比較的そこにご意見はあまりなく、ほとんど毎回全員の方がドリンクを頼んでいただいて、それを飲みながら講座を受けたり相談する形になっている、また、その後のアンケート結果でもそのような機会が非常に良かったとか、とても安心できたという声をたくさん頂いていて、そのような形で事業展開しているところである。

森山委員

ありがとう。やはり小さい乳幼児などがいると、お店に入ったり、食事をするのも泣き出したりするともうお店を出なければいけないとか、両親のどちらかが抱えて出るとか、そのようないたたまれなさなどもあると思うので、こういう機会があるととてもリラックスして、また子育てをしながら情報共有できるところが、とても良い事業だと思った。

岡田委員

私もこの事業はとても良いと思うのだが、少しずつ毎年増えているような感じだろうか。もっと増やす可能性というのは、これからの展望としてあるのだろうか。

こども施策企画課長

店舗の拡大については、今回の豊玉地域も少し事業の空白の地域になっていたということもあり、地域バランスを取って店舗拡大しようということで進めているところがある。

第3次ビジョンが区の総合計画であるが、その中でも今年度1店舗、来年度も1店舗は増やしていこうという計画になっている。

区内で大体満遍なく事業が展開できるような形で拡大していきたいというのはある。しかし一方で、この事業は店舗の近隣の例えば保育園さんや幼稚園さんにご協力をお願いして、保育士さんを派遣していただいて講座をしているのだが、その近隣の保育士さんの人的な体制などもあったりして、店舗を拡大していくにつれて、保育士を出すのが厳しいような状況が若干出てきている。そういうバランスも見ながら、少なくとも地域全域で利用しやすいような距離感にはできるように、店舗拡大を図っていきたいと考えている。

⑥ 令和7年度練馬子ども議会の開催について

教育長

報告の⑥について説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

岡田委員

毎年子ども議会のお話が出てきて、それで子供たちもとても良い経験をしていると思うこともあるのだが、提言に対して区がこういうことをやったという、やったことを子供たちに返す必要もあるかと思うのだが、成果を返す機会というのはどのようにやっているのか。

青少年課長

「オ」の報告書なのだが、毎年実施した後に報告書を作成している。その中で提言発表を頂いた内容に関して、各所管の対応状況を掲載させていただいている。この報告書は子ども議員にお配りしている。

小林委員

実際にこの子ども議会で出された区への要望等で、実現または実施に向かって動いていることは何かあるのか。

青少年課長

今回の子ども議会、今年で24回目となり、いろいろな提言を頂いてきた。過去には令和5年度に中学生に配布されているタブレットを安定的に利用できるようにということで、学校内にW i - F i 環境を整備するというご提案を頂いた。その課題を踏まえて、令和6年度に中学校、令和7年度に小学校の通信環境をW i - F i 化することとした。できるところからということで、提言の方は実現をしているところもある。

教育長

他に何かあるだろうか。

青少年課長

では、何点かご紹介させていただく。去年に関しては、SNS依存について学校の授業などの時間で考えを深めるような時間を設けてはどうかという提案があった。その意見を踏まえて、小学5年生と中学2年生で外部講師を活用した情報モラル講習というのをやっているのだが、今年からSNS依存を扱うこととした。

また、令和4年度は子ども議員から児童館に関する周知をもう少し深めたほうがいいのではないかとということで、新たに中学校3校に児童館のチラシを配布している。

岡田委員

今の例えばSNSの依存に対して、中学校や小学校で何か取組をやるということなのだが、その取組をやるときに、例えば子ども議会でこのように出たからこういうこともやるのだという前置きというか宣伝はやっているのか。どちらかという私はそれもととても大事かと思う。

青少年課長

個別の対応に関しては、各所管に任せているというところが現状となっている。

教育振興部副参事

SNSの例とは異なるが、例えば昨年度の子ども議会で取り扱われた4つのテーマのうちの1つには、「目指せいじめのない練馬区」というテーマについて協議された部分がある。この中で子ども議員の意見や提案の中には、学校で行われているいじめアンケートについて、周りの目が気になって書きづらいということ、また、タブレット端末を活用したアンケート回答についてご意見、ご提案があったところである。

このことを踏まえて、実施している校長会の中で、アンケート回答において回答の時間確保、それから担当する先生、担任以外の先生でもいかがかというご提案、また持ち帰って回答すること、そしてタブレット端末のさらなる活用などについて、具体的に子ども議会でこうしたことが子供たちからも挙げられているという言葉も添えた上で周知をさせていただいたところである。

教育長

委員の皆様からその他で何かあるだろうか。よろしいか。
事務局からその他で何か報告事項はあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

それでは、以上で第12回教育委員会定例会を終了する。